

東吾妻町「いわびつ体験農園」 指定管理者の候補者決定について

令和2年11月16日

東吾妻町では、農地を所有しない方が自家用野菜を育てるいきがづくり、子ども達が自然に親しむ教育などを目的として、町のシンボルである岩櫃山の麓に「いわびつ体験農園」を設置しています。

この施設の管理運営は、平成30年7月から指定管理者に委ねていますが、今回、1期目の指定期間が満了するにあたり、次期の指定について候補者の選定の特例を適用、公募によらず提案書の提出を現指定管理者に求めました。

なお、指定管理者が更新の条件を満たしているか否かの調査や提出書類を含めた総合的な審査（評価）は、指定管理者選定委員会（委員6名：外部有識者等）へお願いし、厳正な審査の結果が町長へ答申されました。

この答申に基づき、町は候補者として決定しましたので、次のとおりその結果を公表します。

1. 公の施設名 いわびつ体験農園（東吾妻町大字原町字念仏塚4189番地）

2. 候補者の選定の特例を適用した理由

町長が、当該施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めたことによりますが、その理由は次のとおりです。

- （1）「東吾妻町指定管理者の更新に関する基本方針」に基づき調査したが、更新の条件を満たしていると判断したため。
- （2）当該施設の隣接に設置される杉並区民営化宿泊施設「コニファーいわびつ」の運営事業者であり、いわびつ体験農園とコニファーいわびつを一体的に管理することで、当該候補者が持つ知識や経験によって、コスト面からも有効な手段と考えられるとともに、利用者の増加につながる新たな方策が期待できるため。
- （3）引き続き、いわびつ体験農園の適正な管理運営が可能な団体と判断したため。

3. 候補者及び審査（評価）結果

東吾妻町指定管理者選定委員会において決定した審査要領、評価表等に基づき、提出書類の審査及び面接により評価、その結果が町長へ答申されました。

総合評価 5段階評価 (S・A・B・C・D判定) B	所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207番地
	団体名	株式会社 フォレスト
	代表者	代表取締役 石田 浩二
(講評) 概ね適切な提案であり、候補者の基準を満たしている。		

4. 決定までの経過概要

令和2年 7月28日	第1回指定管理者選定委員会（施設状況調査等）
8月25日	第2回指定管理者選定委員会（施設状況調査等）
9月30日	第3回指定管理者選定委員会（調査のまとめ等）
10月26日	指定申請書（提案書）の提出期限
11月4日	第4回指定管理者選定委員会（諮問、候補者面接、審査）
11月16日	選定委員会より答申